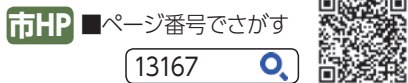


地域の生活拠点に「ひろしま市民と市政」を あなたの店舗などに 広報紙を置いてみませんか

広報紙「ひろしま市民と市政」を新たに設置できる市内の店舗などを募集しています。
☎広報課(☎504-2117、☎504-2067)

広報紙を郵送でお届け

ひろしま市民と市政1日号、15日号、四季号(3、7、10、12月の20日に発行)を新たに設置できる市内の店舗などを募集しています。設置店舗などには、発行日前に最新号を郵送します。店舗に限らず、「〇〇教室」や「〇〇会」など市民の皆さんが集う場所でも設置可能です。広報紙は現在、市内公共施設をはじめ大手スーパー、コンビニエンスストアなどに設置しており、設置場所は市ホームページで見ることができます。



設置の申し込みはこちら

- 【対象】** 市内で店舗などを管理している人
- 【申し込み方法】** 電話かメール(koho@city.hiroshima.lg.jp)で、担当者名、設置する店舗などの名前・住所・電話番号・希望部数(10~30部の範囲内)を同課へ。区版(1日号の7、8面)は住所に合わせて送付します
※応募多数の場合、予算の都合上、すぐにお受けできないこともあります



新聞を購読していない皆さんへ

ひろしま市民と市政は新聞折り込みのほか、上記のとおり公共施設などに設置していますが、個別郵送も行っています。希望する人は同課(☎・☎上記)へ。

地域共生社会の実現に向けて 障害者差別解消推進条例 を制定しました

「広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(広島市障害者差別解消推進条例)」を10月1日から施行します。障害者差別解消法で具体的に規定されていなかった「相談しやすい体制」や「紛争解決のための体制整備」などを盛り込んでいます。
☎障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)

差別解消に向けた体制を

障害を理由とする差別の解消に向けて、市は、お互いの立場を踏まえた当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすることなどを理念とし、①相談体制の整備、②紛争解決の体制整備、③障害を理由とする差別の解消を推進するための施策に取り組んでいます。

市への申し立てが可能に

今回新しくできた条例では、特に②の紛争解決の取り組みとして、障害者などが市や市の整備する相談窓口で相談してもなお障害を理由とする差別が解消されないとき、市に対して助言かあっせんの申し立てができるよう規定しています。申し立てがあれば、市長は、学識

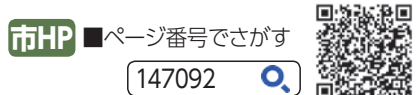
経験者や当事者などで構成される「広島市障害者差別解消調整審議会」に意見を求め、専門的立場から紛争解決に向けた助言やあっせんの案について審議してもらった結果を受け、助言かあっせんを行います。

より良い条例へと

その他、障害や障害者に対する関心と理解の促進のための取り組みや、意思疎通の支援などについても規定しています。

条例の施行後も、社会環境の変化など、必要に応じて検討を重ね、見直しを行っていきます。

条例の全文など詳しくは市ホームページでご覧いただけます



0歳児の定期接種が追加されます ロタウイルスワクチン を接種しましょう



今年10月1日からロタウイルスワクチンが定期接種になりました。ロタウイルス感染症の重症化予防のため、ワクチンを接種しましょう。
☎健康推進課(☎504-2622、☎504-2258)

ロタウイルス感染症とは

ロタウイルスにより、水のような下痢、吐き気、嘔吐、発熱、腹痛などの急性胃腸炎症状が引き起こされる感染症です。乳幼児期(0~6歳ごろ)にかかりやすく、脱水症状がひどくなると入院治療が必要になることもあります。

ワクチンは2種類

口から飲むワクチンで、2回接種するロタリックスと3回接種するロタテックの2種類がありますが、

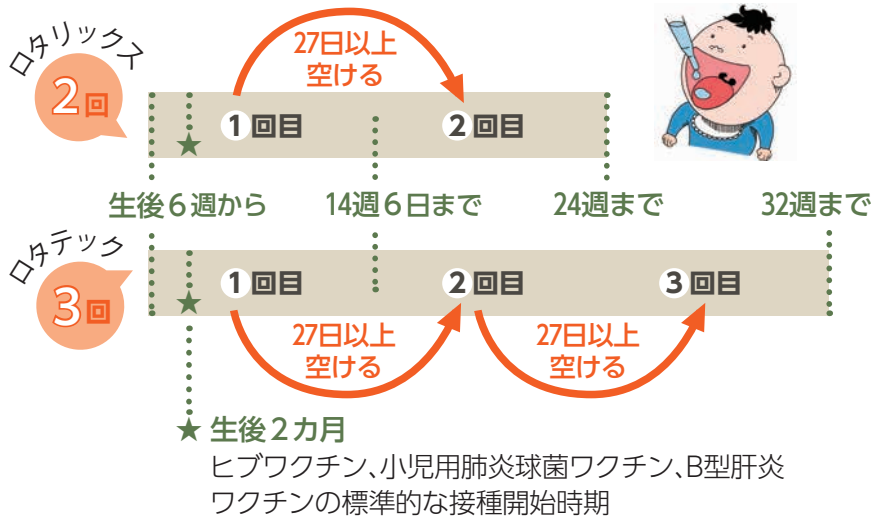
効果は同等です。同じ種類のワクチンで接種を受けましょう。

早めの接種開始を

0歳児は、月齢が進むと、腸重積症(腸の一部が隣接する腸管にはまりこむ病気)にかかりやすくなり、生後15週以降は、腸重積症のリスクが高まります。また、ロタウイルスワクチンの接種から1~2週間くらいまでの間も腸重積症のリスクが通常より高まると言われています。生後2カ月から始めるその他のワクチンと合わせて、早めに接種を始めましょう。

ロタウイルスワクチンの接種方法

- 【対象者】** 今年8月1日以降に生まれた乳児
- 【持参物】** 母子健康手帳、接種券(対象者に順次送付)、保険証※(住所、生年月日の分かるもの)
- 【接種場所】** 小児科などの医療機関
- 【接種スケジュール】** 1回目の接種は、生後6週から14週6日までを受けてください。2回目以降の接種は、27日以上の間隔を空けてください。2回接種の場合は24週まで、3回接種の場合は32週までに接種を終えてください



予防接種 早めに接種を！ インフルエンザ予防接種 高齢者への助成は10月1日から

対象者	自己負担額
65歳以上の人、60~64歳で心臓、腎臓、呼吸器などに身体障害者手帳1級相当の障害がある人	1,600円(1回限り)

上記対象者で、生活保護世帯、市民税の所得割非課税世帯の人は無料

【期間】令和2年10月1日(木)~令和3年1月31日(日)

【方法】対象者であることを証明するものを持って医療機関へ

※自己負担なしの人は被保護者証明書や介護保険料納入通知書などが必要

※上記対象者以外の方は、10月26日(月)以降の接種にご協力ください

☎健康推進課(☎504-2622、☎504-2258)

詳しくは右の

または下記の各区保健センター

二次元コードから



区	連絡先	区	連絡先	区	連絡先	区	連絡先
中	☎504-2528 ☎504-2175	南	☎250-4108 ☎254-9184	安佐南	☎831-4942 ☎870-2255	安芸	☎821-2809 ☎821-2832
東	☎568-7729 ☎568-7781	西	☎294-6235 ☎294-6113	安佐北	☎819-0586 ☎819-0602	佐伯	☎943-9731 ☎923-1611